

上水道の高料金対策に関する意見書

本市は、広域で谷筋の多い中山間地域に居住地が点在する地理的条件により、水道施設の資本費が高額であることから高料金対策の対象となっていたが、令和7年度から国が示す給水原価の要件を満たさなくなり対象から外れることとなった。要因は、施設の統廃合や効率化を進めたことで経常費用が減少したことによるが、直近決算における数値と令和7年度地方公営企業繰出し基準における資本費（全国平均）との比較においても2.3倍と高水準であり、地理的条件による今後の設備等更新や長寿命化にかかる負担の大きさは変わらない。従来から高料金対策に伴う繰出し金を見越した料金設定を行ってきており、料金回収率を類似団体の平均値に合わせるには約3割増しの料金設定が必要となる。水道料金の値上げは、住民の負担増加のみならず、移住定住や工場等企業誘致にも深くかかわることから、人口減少と過疎、高齢化の加速も危惧され、地方創生の実現に大きな障壁となる。地理的条件により、国が進める水道事業の広域化や民営化の実現が困難な自治体においては特に、安定した事業運営の実現と、住民に過度な負担を強いることのない財政措置が今後も必要不可欠である。

よって国においては、上水道の高料金対策に要する経費において下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 地理的条件により真に資本費が高額となっている自治体の実情を調査すると共に、住民の負担軽減を図る高料金対策について、適用要件や制度の精査を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
国土交通大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
内閣府特命担当大臣（地方創生 担当）様